座右書

四

和書門
類 一七四五九 號
函 一七三 架
冊 七

内閣文庫
和書
類 一七四五九 號
冊 七 函 一五四
架 一四

内閣文庫
番號 和 17459
冊數 7 (4)
函號 154 211

綴じ部（喉部分）の文字など開きが不鮮明な箇所あり

国立公文書館
National Archives of Japan

座右書卷第四

目録

流滴馬
三二九 子挾八的
笠懸
小笠懸
牛追物
大追物
狩
矢開
射取物
伏鳥
翔鳥
水鳥
木鳥

一本堂藏書圖
淺草文庫
花廼家文庫

不可射鳥
胴結

○一流鏑馬（ヤブサメ）　流鏑る次第云る場ゆしげの事二所あるべしるくす所笠懸の
る場のめしらちハあるふあるべしらちハもとしよりあるいはちハさくやら
ちハひくるるべし射るのるをもとめらもと云　元長やふさあ日記同シ
一又云三ツの的のす一尺八寸串ハ長サ三尺みすをさみきえ四寸二而をとりる
紙ゆりみてとり在し　元長尚清乃記同シ
一又云一乃的の間弓杖四十八杖但弓をやきをそきまよりて的の乃乃べ
こゞめあるべし又射るの老若よりて串ものべこゞめあるもこれらハ加
実ゆり二乃的乃間三十八杖三の的の乃三十七杖的とる走の間三尺
みすあるべし　元長尚清記同
一又云ゆけ裝束の次第　上ケ馬時ハ始馬三ヒキ神前ニ行ヲ上ケ馬ト云　上こて射こて
をゆの三水かんをこゆ見むうゆ紀をくゆみ右をくゆ六征矢をあ
七右の袖をくゆる弓射むちをぬき入る八左の袖をうぬぐこそをさし
てやゞて左の袖をくゆて射べし　水干ノ上ニ千ヲ上ヒテヨセテ千ヲヒテヨフナリ　リテヲ千ヲテウシロニトムルナリ
十二弓をとり　元長尚清記同○貞文云笠ハあやね笠又云笠ハ云又ハ笠ハ云たこのおりて
十九笠纏きる十番をとり十一るまのる
けゞ笠ハえぶーのとるぶるるり弱的の間事ハ将の時えぶーのとるあや笠うるるり見くり　昔ハ平日えぶー
とぶりくるるるれハ岸のるもべ木文ハあるためてえぶーのるすを書すて長るるり又云あやね笠
ハ昔平日用しるひぢり笠あり　昔ハ誰もるもも常ときくる笠ときくもしきあるハあれ又笠の上と筒ま
ちるハりくもと入きるえぶーるるすて笠きる人ハもとと入る昔の人ハ装束を常ときいき

流鏑馬

一　又云供乃者の次第馬乃左　童　装束あるときぬすいかんをそなへすてを赤ゝ
結てりんをとゝとくり刀ゆさゞず同ちぎりもせめて　るの右　雑色　装束ハ
たゝしき色ゝ袴をして矢ハ別さゝきをしてくるえ同しく赤草こゝを
後るの風ゝ弓　袋ハ布也　ハ　（貞丈云弓袋さゝ〻ハ弓袋と持侍ゝ　ゝを持者をゝ〻ゝ云ゝ同）　弦ハ絹ゝ
ゆゝけをさゝてゝをはさゝずちぎきをして上をくるゝ〻皆そぐしゝる〻〻

（貞丈云當職六人ハ射手装束ニキ後ニ長ナトヲ持ツ者ナリ）

雑色　人人人
馬　人人　六人ハたゝ〻ゝ乗る
童　人人人

一　又云ぢ（だり）〻ゝ　ゝき六人ゝるの風ゝこゝ人ゝて二ゝるこゝ上ゝ上ゝ下ゝ家〻の
後を出ゝ引ゝゝぢきゝをして上ゝ元ゝ〻ゝ赤草刀ハ鞘巻雑色同
一　又云的ゝて弦ハ的の堂の者ゝ的ゝ
一　又云射ゝ射ハ的ゝ〻ゝ　ゝき六人ゝて立ゝ三ゝの的ゝ右の方ゝ立ゝ
二人ゝてなり
一　又云射ゝ装束次第一番ゝ待のゝゝをゆゝ次ゝゝいんを立ゝ次ゝ右
の袖をゝ〻ゝ次ゝ左の袖をちぎぬぐゝゝ角のしゝ袴の下へ入て又袴ゝ腰

一　次ゝ次ゝ行勝をゝ〻次ゝ次ゝ立て
次ゝ箙を角ゝ次ゝ笠をゝゝ
又云弓後ゝをゝて立ゝ次ゝ
ゝ笠ハ武の〻〻笠のゝゝ
てゝ縄をゝゝて
ゝ笠ハ武の〻〻笠のゝゝ
袖の後ゝ

（貞丈云ゝゝ射ゝ射ゝ弓ゝ入ゝ矢ゝ射ゝ射ゝ射

も津ともいふ（貞丈云こ的とハやふさめのるこ）こ志賀文書ニ見タリ さて
一 又云流鏑ニ丁仕申作物之事（サツ）ハ的を矢ニ射也
作物の事ニ三九八的ニ成ル ちいさきをつきたりて射ル筆ハ皆作
あり 別ニ記ス
一 又云流鏑ニ矢ハ矢ニ射ざるをいとぐるをちだくといへり
一 又云高流のゆぶさめハ矢さきす事 右のかぐ出てうゑはだ府ハ笠の表
そ作ルこと 丹遣てつぐひ
りて射 ちきのがふ ちかぶ いハ矢出やし 鏑のきそりハ
ぶハかぶ ちそ紙のきそりつぐふくきなぐり
一 又云ゆみの弦をこ倒或のやまとまてかのうこ三所もちひて
ゆこ図作物ともたこあ物の時と世ゆゆをも付ていハやふさ
ちあ時のこ
一 又云於関東八幡宮類例沙代神事 射手流鏑 二月 初打十六騎 肩旨
十騎 月日十六騎六月七日十六騎八月十六日十六騎九月九日十六騎十月
十騎十月七騎 此和用意 射ル毎度ニ二騎ツヽ
一 元長流鏑ニ記云矢をこ或矢をぬきこぐ 或ハ矢をぬきこぐ 以上伯耆ち特長記

こ或ハ矢をふすこ
一 尚清流鏑ニ記云矢をこ或ハ矢をぬきこぐ 或ハ矢をぬきこぐ
射ル方ハ同矢をこ物ハ矢をすて的をこ
ちこ 射ル筆ハ
一 射ル方ハ同書云流鏑馬ニ三乃流あり 矢の出紙ハ
ハ矢を空ニ出ル也 笠のそをこれ 貞丈云笠のそトハ笠の端カリ 武田家ふさめハさき
ハ矢を出ル 馬の乃耳を切 小笠原やふさめハ矢をそ出ル
矢をこ 矢をこ 笠の通りて矢をつ 引ハ
矢ハ 出羽家ハ乃流ル
一 ル忠同書云ふ長サ三ツ
方ル ぬきとのこ 高流のふ
ハ 根本ハ八月 度 肩 二月
ハ 二月 ハ 朴 ハ
乃部ニ矢のふ 矢
一 府ニ矢細ニ方同書云鏑乃笠ハ節笠家ハ 貞丈云此ハ本ニ忠文書ニアル説ニ同ジ依テ畧之
ぎ乃 ハ 貞丈云ふ ハ 神事 府

一 射所拾遺抄云弓代袋の事　貞丈云以下の文弓袋に部ニ
あるべき事也　是ハ面ぶさめ又ハ軍陣
一 弓馬故実云やふさめ乃矢ぶくろ　ひいてと云
一 弓馬故実云やふさめの時ゆがけとハいとず長袋と云へし　面ぶさめ
かくるべき事なり　志賀谷書同
一 志賀谷書云やふさめの時ゆがけの紙　ひねの事　例武三ぶき巻
ゆがけ　射所拾遺記射手方聞書等皆同之
乗方ケ　備前ヤウノ部ニシルス
ゆがけ　一ヒロ長紙にて巻
一 小笠懸由来記云神事笠懸ハ流鏑馬の代ハ射る事　神事ハ流ハやふ
さめ申候事
一 笠懸神事故実云矢ごろ　ひるまるなり　流鏑馬ハ笠懸面ぶさめ小笠
原のごとく限りて云事　犬射ふいふへ
一 犬追物之書云大追物の時ハ射手装束云やふさめの時ハ射手装束云也
一 神事流鏑馬ハ勝乃事ハ勝乃部ニ　犬追物方ハ書ニ不同ニ
一 流鏑馬ハ云流鏑馬の場ハ二町ようにへし但ハもそれしらの
定り的ニ成ル

一 弓法私書云流鏑馬乃矢をぐ　かり出して射ると語る　貞丈云け本文逃
ゆがけの矢ハ　つかの矢ハうり出ると
てと云へ　すぢ糸ハ文作字のあやまりかてうり出て　と書るなり
一 弓法秘伝聞書云やふさめの事　馬の遠サ二町ニ女らら男らとて二ツあり
一 笠懸聞書云面ぶさめ　馬の遠サ二町的三ツ
一 今川ら俊大双紙云流鏑馬乃事　大方斗ハ聞早　装束ハ人の知
ると　流るる及　射様ハ　良　貞丈拾上る　誤歟　ノ字　貞丈云是又上る　ノ字アヤマリ歟　の射の装束　馬の場
の射ル的を　ノ字　貞丈云是又上る
木ハ出して　的を　ニ　投ると　ハ　ゆ　ハ　流　方ハ　持て
綾笠を太刀ハ柄　よりも　ハ　出し　ハ　流
貞丈云作法　ノ字誤ナルヘシ　六ヶ　なと　ら　後　流を一ツ　ハ　法
射様ハ　的の方へ流を　投流して　ハ　馬ハ　的の方へ
てうるハ　射ると　射様ハ馬を　返して　面ぐて十文字ハ　ハ入て
間て笠の上の　面へ　矢筈を　馬の　かくのと　矢を押
ゆがけて流の　矢を　一ツの間　貞丈云馬乃耳　ノ字誤ニ　小　ハ　小して　捨筈
をうりと　捨鞭　ハて　扇を　二間　斗　間て　引　ものの　ひ　ものを　捨して
左へ投捨る也　其後　矢筈を　て　流　さき　を　さ　小して

貞丈云々あやめ笠ハ古代誰くも常よりしひでゝ笠をかぶり
ぬぎ〳〵しきあるハあり〳〵されても人ハ生れて用る人多き世なり
又云あやめ笠乃下ハ元日しをうつる
世俗も常〳〵多元日しをかぶりしゆへ元日の事又元来古代も
して書ごとあるべし古代物の付る元日の事園的南書ハ元元
〳〵前九年合戦乃絵後三年合戦乃絵十界乃絵ハ古き絵ハ元日の
かぶりしら神ハ元〳〵元日かぶりてあやめ笠をかぶりて
ハあるべし紀年〳〵者るべ云ぬく古伝書ハあやめ笠
ハ多くかぶり常のごとくかぶつすして侍のごとくかぶつて
しいやしく〳〵ふ作り〳〵立元日〳〵を取て侍のごとくかぶ
るべ何やう〳〵元日〳〵ゆへ〳〵ものきをあ
〳〵今の元日〳〵いうく〳〵ゆへ〳〵るあるべ
しるべ笠のあるべきあるべ〳〵ばまものきをとり去て笠
必元日〳〵ともてそ〳〵
あるべ笠のあるべきあるべ

一

村上乃伝の者童一人雛女一人尚女六人名護者法あり引袋さし一人
渡るべ〳〵なんてゆゆをさし〳〵そをハさずをぎをそとをくる〳〵皆

此一段ハ本云ハ切紙ニテ表紙ノ間ニ挾ミ有ケレハ後代ニ紛失セン事ヲ恐レ依テ傳寫ノ節此度ニ終ニ入了

山邉和三郎正記書

そ〻也　貞丈云童ハ太刀持ル〻〻〻〻新丈ハ〻〻〻〻ハ新色トハ中間ヨリ下リテやの者ヨリ上也トあり　按ニ〻〻〻〻南色新色の色
乃字ハ藏の字ナル〻〻〻〻當藏ハ供をする〻〻〻〻南り弟の役ある〻〻南藏ト云ハ〻〻〻〻た
と云ハ〻〻〻〻乃弓ハ皆ハ表皮ハ裝束入ル上ニ〻〻〻〻袋等の類ニ新藏ト云ハ何の役ト云
事ハ定新役ト云ハ〻〻〻〻弓袋ニ〻〻〻〻ハ白弓袋ニハ何役也〻〻〻〻弓袋ニ
と云ハ弓袋ハ〻〻〻〻旗ニハ何役也〻〻〻〻旗ニ〻〻〻〻同一〻〻〻〻弓袋ニ
公〻〻〻〻ハ〻〻〻〻人の〻〻〻〻
乃〻〻〻〻ハ〻〻〻〻事ハ〻〻〻〻

一　あげ裝束射ル裝束ハ〻〻也　貞丈云神事やふさめの時ハ定神ハ乃ハ射ル〻〻〻〻事
裝束〻〻云射ル裝束ハ三的ヲ射ル射の裝束ニ　にもて神社ニ参ル〻〻云ハ裝束ハ〻〻〻〻あげ
も〻ハ同〻〻〻〻あげ裝束〻〻射裝束〻〻二通リ〻〻〻〻を云ル

一　射ル扇形〻〻〻〻ヲ入ル矢ヲ〻〻〻〻そげて〻〻〻〻て〻〻〻〻を結ル〻〻〻〻を右ニて扇ヲ指
て笠の〻〻〻〻ヲつくろふ　貞丈云笠ハ只今〻〻〻〻ル〻〻〻〻を出ス也〻〻〻〻笠の端の〻〻〻〻ル指ル扇〻〻
扇ヲ〻〻〻〻きたゝ〻〻〻〻て笠の端ヲ切ル〻〻〻〻て歩ル〻〻〻〻扇ハ〻〻〻〻て用ル他流ニ
あ〻〻〻〻ル〻〻〻〻ス　扇ハ〻〻〻〻ル本ニ〻〻〻〻の教ヲ〻〻〻〻ハ〻〻〻〻て出ス事の古傳書ニハ〻〻〻〻て
さて扇ヲ〻〻〻〻ス〻〻〻〻ル〻〻〻〻　貞丈云〻〻〻〻れヲ〻〻〻〻て〻〻〻〻ち〻〻〻〻ハ〻〻〻〻
て〻〻〻〻ちヲ〻〻〻〻ル扇ハ〻〻〻〻げ〻〻〻〻ル〻〻〻〻て〻〻〻〻ル他流ニ〻〻〻〻ハ扇ヲ〻〻〻〻ル〻〻〻〻げ
と〻〻〻〻ル〻〻〻〻ル小笠原の古傳書ニハ〻〻〻〻て〻〻〻〻ル〻〻〻〻

○一　八的ハ騎射ナリヲ知ベシ

三〻九〻ヲ挾〻ハ的　持長流流鏑ル次第ニ流鏑ル可仕作出サレハ三ツ的
サンザイ　メハサミ
を出シ可射也さて作物の寸ニ三〻九八的ハ〻〻〻〻ぎさ〻〻〻〻いたれつきぎて也
し等ハ皆作物ニ別ヲ記ル〻〻〻〻　貞丈云ハ作物の〻〻〻〻今絶テ詳ナラス三〻九ヲ東
鑑ニ三尺ト書タル所モアリ然ハ三〻九ヲサンザイトヨムベシ

一　尚清流流鏑馬日記云三〻九の的の寸九寸串乃長サ三尺的同寸〻〻〻〻
貞丈云元長ノヤフサメ日記ニハ九寸ノ二字落タリ誤也又三尺的ノ尺ノ字ハ〻〻〻〻
ト云ハスナハチヤフサメノ寸ナリ忠尚書ニ見エタリ

一　元長流流鏑ル日記云三〻九の的乃寸　串ハ長三的同寸〻〻〻〻

一　る場〻〻ハ二町〻〻〻〻ハ〻〻〻〻ハ〻〻〻〻ハ

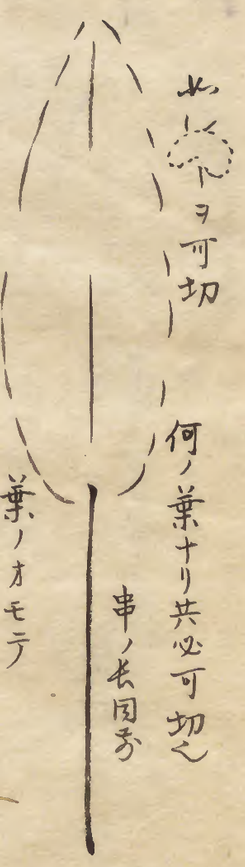

一 今河大草子ニ云小笠懸乃事 中略 的ヲハ馬跡ヲ副テ立也三三九八的
四六三 とりとゝめ以下とゝ云作り物ニハ之皆〻武田小笠原の人〻沙汰
せらるゝ 貞丈云三三九八的四六三皆騎射ふるゝものを知へし 今ハ絶て其式もれすあけくへし

笠掛

○一 遠笠懸ニ小笠懸ヨリハ的間遠キ也

笠掛 射所持長記云笠懸のてゝ場の基底の根ハ浦ヨリて物のとをる
を通して之法をさゝりてゝ云るの是法犬の是法芝を修(サヽリ)道ゝ云之法を
表して笠懸のてゝ場のさゝり物基也随而てゝ場の所ヲ大方法量の相
ヒて先てゝ場ゝけハ半犬之さゝりの底ヲ上ハ二尺底ハ一尺八寸ぬうさ六寸
面の縄ヲ引てゝ場ヲ中の縄ヲそゝくゝうさすして てゝ場末のるゝものの方れ
縄をゝすへてゝ場のてゝ返ゝ而一方ヲハ先るゝくゝ一方ハ底くあくへし
又云底ヲ弓杖ヲ杖半ニすへてゝ場末もてゝ場のめくゝ底ヲあくゝ秘るゝくゝ
一 何れ共ハ弓杖十杖ヲあ面れり底ヲサ云サふ定底ヲ七尺半ヲ五寸(さゝ)引目とゝ申云
一 又云的の高ハ九杖ヲ手て八杖ヲ的串ヲ之前の串ハ後の串より立寸三ゝ方
の方へ寸出的ハ地上六寸ヲ高へ布ヲ之ハ的串ヲ弓一杖ヲ去て弓の
ヲ手の程ヲ串ヲ寸三ゝ之ヲ的串の物くゝ前の串ヲ寸可出さてゝて
ひきて射ハ上げよハ上面るあれ
一 又云笠懸の出立のゝ出番ハ仕様をゝくへ紙の前前ヲ面張ヲ結て
後へ紙へて例式の紙結ヲよゆへ面ヲ面ヲ面さるもぬ様ヲすへ
一 又云引目のゝ目ヲッ面ヲ出ヲ面ヲ仕ヲゝくゝれり文赤源根ハひゝぎめ
実朝公の頃代より今の笠懸引目ハ定るゝ

一 又云埒の内の的のことをいふなり〳〵 埒木（ヒキ）をもてするりけ木をもてゆへ〳〵しらりんをもて云物をもてゆへべし 或ハ竹を紙斗あるをもゆへ〳〵 一るサ一尺六寸横ふちたる〳〵さしられ ありて是をゆふちをもちちと云ハ引（的左）めらちといふなるの的（的右）方に立たる者 不可立

一 法量物云笠懸事 的の横一尺八寸 三六寸横 横巾六尺一寸内のり（各かり 寸） 五尺五寸立巾 上より上巾八寸巾 的の場の巾弓杖九杖 五杖 八杖 可立 ま〳〵皮の布六の長サ五尺 ちり 一尺二寸の布を可用 たりのさしら 〳〵皮一 ちり 一尺二寸 ちり 〳〵ちる場 〳〵一町あて 的 立 〳〵 笠懸の的巾 多り 其文ハ大的ノ郷ニ 定也 八廻日記口伝見 ちたるあ〳〵布のあるさきなる

一 ちる忠世書云笠懸の巾記 笠懸 射 〳〵 〳〵 書之 私云射る巾と巾の寸ハ〳〵ぬる 布ヲ縄 白アサギ 黒ヲ三ゼ 三ゴリ

一 国的用書云九物笠懸の的 銀杏也 或也

一 扇流云笠懸の的 〳〵 〳〵 的場ハ九杖 一杖 八杖 〳〵 〳〵 〳〵

いろも大に吉事ふて可仕事なの中指長ハ六寸也　貞丈云笠懸ニハ小的ハ五寸ほどの程を風に吹返させていく
一又云うちの事的の毎りをハあげて（萩）なぎの葉をゆつ〳〵ゆハ葉ゝ（ろりん）
とゝせても結〳〵ゝるサ一尺ハ寸ほどふちいて垂見手指又指指とゝさ
一又云うち初ハ指指ハ笠ふちんとゝてさ〳〵ゝみ
さゝ〳〵ゝ（ゝ）ゝ（ゝ）ゝ（ゝ）

いつも大に出来ふて可仕事なの中指長ハ六寸也　貞丈云笠懸ニハ小ゆび寸半ヨリ也出来の程と思ふ所返さねていく

一　又云らちの事的の毛ゆつ〳〵ゆハ第一ろりん萩をぎの第をそゆつ〳〵ゆハ第一ろりん

とゝせても結〳〵ゆハ八寸ゆ寸ゆ寸ゆ

あて　下畧　貞丈云脇元の矢の筆あやまりと元笠懸の諸ちく脇元のうかゝ笠懸の的ハ
一つとする也ハ引目一つのゝでハ入ぬ也引目一つ引て入ぬ也犬追物の射ハ具足の上やしきまきれてあや
まりて脇さしの事を記るゝ〳〵笠懸ハ二ツ射ハ脇さしの引目ありけ條犬追物の矢あり　是ハ三ツ射ハ三ツ射ハ
笠懸射ハ如之事と云笠懸の的の長サ前海より五寸一尺少餘の程と也

一　又云笠懸射ハ的の長サの事　さゝりを立て乳二ツのあひよりて立也　所
よゆるゝ〳〵ゆゑの名の能也

一　引る秘説云犬追物よつきて引る場をこらへらるゝ也と中へ〳〵笠懸の引る
場をハあてゝとてやれ犬の引る場をあてゝとや人ハ元笠懸の引る場をこそ中
ハ犬の引る場ハ中間〳〵

一　細川笠懸日記云笠懸ハ靱ハ入〳〵さゝるゆゑ内〳〵みてあゝるゆゑをさゝり入て家
射ハ必然のゆゑそれも考をとゞめて考もちゐるか

アレ十三

一　又云馬の事　生ゐ〳〵ハさゝり走也常のけいこハたゞ走てもよし能ゆゑ合
ゆゑ稽古すゝ〳〵さゝりよのゝとゝのふハてもたゞ走るゝゆきを指子ハ左右
のあとをよく合て行をいひ業てさゝりひやしゝ引るをそれの時ハ
手綱さゝひてゆるゝのゝ一疋とゝ引てゆきさゝるをハ尚流て引ゝ引ゝ
と云いゝ引ゝも走ゝを云ゝ弱ゝあゝるゝゆゑ時の射芸家

一　又云笠懸の引る場ハ京ハ東西七八十間の引る場ハ京ハ東西七十間の引る場ハ

南北二十間引るゝ〳〵　晙（サヽリ）の事引る場ハ京ハ遠ゝて三十三杖ハ二十七杖か
引ゝ矢道ゝ引る場ハ京の方へ二十五杖欤又ハ十九杖さゝりふゝさハ寸廣サ
二尺ハ寸ゝ引て一尺八寸引る杖ハ也　扇形ハ杖ハ也

一　笠懸射手躰拝記云　堠の事法量物異本云堠ハ一丈ハ七尺ハ寸ハ地際一丈の射ハ七尺ハ寸ハ地際
一丈ハ寸ハ地際一丈ハ寸ハ地際一丈ハ寸ハ地際

一又云公方様御笠懸ハ芳草にて星をハ紫草にて[illegible]

一又云笠懸の的の幡ハ一尺八寸又三寸横ゑた也あや檜笠也頭を内ひさこにて表裏のゑみにて[illegible]也星を草にて[illegible]也但星の行列ハ[illegible]

此的ハ[illegible]初一度宛射て後ハ懸弓為也（頁文云前乃ケ条ニ見[illegible]ハ草にてもの的ニ[illegible]）

（[illegible]云ハ右ニ[illegible]）

一又云笠懸射る射[illegible]初ハ笠を為て射て後草的を為て射る[illegible]

（頁文云笠ニ云ハ右ニ[illegible]）

一又云流鏑射る射[illegible]初ハ紙[illegible]

（頁文云流鏑ニ云ハ右ニ[illegible]）

一又云矢道の長さ弓杖一杖なり

一又云的場のをさ弓杖九杖なり[illegible]八杖[illegible]又今程ハ七杖六杖半也

一又云堺のをさ一尺六寸[illegible]

一又云的草の布六幅也をさ[illegible]一尺二寸半の布を用ひたゝハりの定

一又云布草串も的串ハ仕[illegible]

一又云[illegible]

一又云[illegible]

一又云的の[illegible]

一又云[illegible]

一又云笠懸の射ハ十度射る

一又云[illegible]

一又云[illegible]

一又云[illegible]

一又云笠懸小笠懸流鏑の神事[illegible]

一又云[illegible]

[illegible]

後の方[illegible]

[illegible]

一　遠笠懸記云　矢をちとあくしてとるすいかゝ向ふてそるすしと云かしのぎりて射るをぞ稀ぞてとるすしと云　貞文云さくみ射る向ふても矢をそるすし又袴ちてもそるすし暮あるそるを云へし

一　又云笠懸る百番を射る云ハ百度笠懸を射ること云事あり

一　笠懸矢沙汰記云さぐりうりする和歌より道を細道と云是ハ略式　必ず道うりるとあぐくさるあゝず修令ちげ（ケレウ）ちげくさるをあげおろする依て道をふく切るる也　貞文云略式ハ細道をこゝらく是ハ略式と云事ハ細道をこゝらくぶと細道をこゝらくそるハさくりのそるをふくこゝらく行ぬ者と作る

一　又云神事ハ中番ハ大はそし下射　射ハ射勝をそるず番をそるへし細乃納紙素襖の如

一　又云ふれむゝあるとハむゝかさ又ゝきゆハすあんどゝ云ハかせぐる能るのゝ

一　笠懸射る神法記云稀りうるふて射る事ハ上手のうぐくもやさうるふて射るゝそ（シャウツ）わくれるぐもされバそやきるぬこのこゝ能ゝ稀るとのゝ

一　遠笠懸記云笠懸の見物出る上手ハ出る場乃三場和歌ふて左の方ゝて見物出る場の右の方ふてハ的の知る無り也　射場ぶ　射場和歌も此ゝ上手和の内ふて一番揚を下手也

一　笠懸問書云日記射ハ二番ふゝ二番ふゝ揚ゝ番の八風さくりむくゝ揚番あゝハ射番ふて風の相を二ツあゝりたる者ハ風の相を二人ふて射る風の地番のをそ　二人ふてそるゝ地ハいゝ人和ハ二ツあゝりるりたふりまゝもきそくの者日記の和ふてきそくべ

一　笠懸矢沙汰記云日記射ふ上番の半二番ふゝ二番ハ揚番あゝハ揚ふて射ゝ又一番ハ的の勝りるる向るの方ふて射ゝ（サガリ）

一　又云かりうあゝ檜番ふをふ一かけをふて射ふ又ハかゝさあどをゝ日記ふゝ射ふを加りる風ふゝ仕かゝ美さゝみさをでとゝ書

一　又云笠懸の揚番ハ二番の内二番ふる作ふとゝども先ハ上場ふの方ふ作ふゝ上ふて日記ふとりゝ毛も秘事也　貞文云和のまハ未のまゝ（未完）

一　遠笠懸記云鞍ふゝ鞍の中ふる高ふて屋を鞍の後端の方ふいふも如一我ふゝ方ふ鞍の前輪ふきゝ高ふ上ゝ鞍ふ鞍

一 笠懸図書云たちすりとゝゝゝゝ笠懸ようきゝゝ事

一 大進右新〳〵云笠懸乃弓場所〳〵ゝゝ見物ゝゝゝ赤い三角ゝゝゝ

弓場の左の方扇形の毋り小細こゝの方へ寄て足ゝゝゝゝ指合的

前ゝゝゝゝ右の方ゝ又弓場赤さゝゝゝ左の方あつちゝゝ前ゝ杖

ゝゝゝゝ弓場赤の方へ寄て足ゝゝゝ

○一 小笠掛 射行持長記云弓場ハ法量物ふ大方ありゝゝゝ長ゝゝ弓場を

きりけて弓場をさりさ海ふ射ゝゝ出ゝハ的のきりけよりさゝ寸

一 又云的ハ板心方四寸板目の方のゝゝゝをきさむゝ〳〵串ハ土のとゝゝ八寸茂

をゝゝくゝゝてゝゝゝゝゝゝゝゝ銀ゝて せあを入ゝり的のゝゝ的ゝ弓ゝ足の間

八寸切目を前の方へ向て少ゝゝけて串の下ゝすり猿を入ゝゝゝとり

土をゝけてうゝゝ

一 法量物云小笠掛事 的の縁方四寸串のなゝき一尺二寸 茂を寸用ゝさゝゝきハ

的ゝゝ弓足の間八寸目ゝ目九目ゝゝゝ目ゝ目ゝ箆ゝゝ笠懸の弓場をさゝ

ゝゝゝ射ゝゝ射ゝ射ゝ射入ゝゝも笠懸ゝゝハふゝくひゝゝくゝゝとゝゝゝひ中

ゝゝひゝゝきゝゝゝ矢ゝゝとゝゝてゝゝゝゝゝゝゝゝ

一 弓馬図書云小笠懸ハふせゝゝと茂ゝゝゝゝゝゝゝゝ

アまりを前の五（ゆゑ）はぎのうち中の程を長（ハ尺元ぬ程ぎさもへ）
先もとる返しうり三ぶまうちる（ハぎ三ぶ程ヤリ）さうりう一尺五寸（分法量物）のみて五ぶ（アヤリ）
一 又云小笠懸の事門目のうちハこう（巻）ハ命あるる極せす
又云小笠懸ハいたりのさうりを（負文云遠笠懸のさうり）さうりあるよりうちうち（的を）的を
ちさみ物丸串ハ一尺二寸する足の寸ハ八寸のみて立る（的幅）のうれ（長）さぐりて射る
くゝ先もちさぎいハ一寸（的幅）先をたゝる
一 射様云小笠懸の事（秘事）ちゑ（長）じうる射るの中ゑも
番く射る者あるうゑ又云ゆゑ物をさうある射
るゝ出立ての笠懸図（負文云同ゝ笠懸串ハ竹を笠懸きて小ゆるさみ（的）にする下に伝ス）
一 又云小笠懸をも神事ゑ仕事図前一度の事
一 云る悪ゆ書別紙云小笠懸の日記射人の名字片名を書大名又ゑ
ゆ一家ゆゑハ片名を書こゝうりゆ九をしてそれを思ふ
小笠うみ射る（とうくゆうり）
人の名字○○○○○○○○○○
ゆゑ一そづまてる射ハりゆハさぐ（ぎ）ゆ思いくはゆての書ゆ作ぐの時ハ十
文字とバ法ぐとゆ（ゆ）ゆぐ（ぎ）ゆれの名ゝハ今一のさゝ（ゝ）ゆ書

一 細笠懸日記云笠懸ゆてハうをゆよてとハうゆうきゆ姓よて射ゆ（ゝ）いゆ（ゝ）
うちゆこしてゆゆ（ゝ）ゆすぐさゝ
一 又云小笠懸のう（名字）射ゆの秘事ゆゑちゆ（ゝ）じうる射ゆの中ゆ番ゆ
射れる者ゆゑ（ゝ）ゆずる場ハ笠懸のる物をさうゆゑ射ゆ矢ゆ
的のゝ（ゝ）ゆる者（ゝ）
一 又云出たゝん拍笠懸ゆたゝハず 又云的ハ板ゆて写ハ方ゆ板目の方の内
うゆをきざみをして串の長サ七のゆ一尺八寸ゆる立る板を高くぬり接む
ゆる張ゆてせうを入ゆ的のゝ立板的ゝる足のる八寸切目の方を前のゆ
ゆ（ゝ）ゆうゆ也て串のゆうゆすうぬゆを入ゆゆる也をうゆて立ゆ
一 笠懸射ゆ稽ゆ紀云小笠懸の的ゆる遠笠懸ゆ同板ゆ扇形
写杖杖ゆうけて細ゆうゆ三十三杖ゆ歩てさうりのゆゆうゆ八杖乃けく（アヤさうり八寸ヤリ）
的をゆゆ（ゆ）（亦七杖ゆ杖ゆゆ立ゆ）（負文云八杖七杖ゆ杖ゆゆ立ゆゆゆゆ字誤ゆゆ始メ笠懸ノ注書ハ八寸トアリ）（法量物）
一 法量物異本云小笠懸串的の様方写串の長サ一尺二寸ゆ二寸ゆゆゆゆ二
寸ゆゆ入串ハ板ゆゆゆゆ

ふくろ〳〵くるのもるの[illegible]
さぐる〳〵ゆをハ射〳〵
八遍日記口伝云馬上ヨリ引ダ[illegible]を
乃所の秘事のよしなるべしハ
犬追物政清記云犬乃時〳〵小笠原の時ハ
うちあげてとハ不申なり

一 小カサカケ ラメラシ

一 宗仁聞書云小笠原の的ハ拾の寸
さむと茂を串にすると茂を串にするいとれハ初でき物をさけぬ為ハ挟物を
さむ様にしてハさきぬ様にする細ハ厚サ五分計なる鋸をひき挟みき
ハを四金にて[illegible]すると[illegible]の廣サ五分計口金なくハ切入て麻縄にて
巻〳〵的串ハ土より上一尺挟ひく二寸ハ入る土と挟物との間八寸計土にて也
的の高ハ走り八寸計土にのまり一尺計芝を植て[illegible]すと
ぬるをおきてそとに芝をきすると[illegible]
一 今河大草子云小笠原牛 ナ 暑竹笠を[illegible]小ふをはしてハ射
〳〵て鞍中より立て〳〵引あて〳〵射と[illegible]

○一 牛追物 射法拾遺抄云犬追物ハ[illegible]ハ小牛を射[illegible]回小牛射
さとりふせりて追てやり返ハ矢ハ[illegible]を射る矢ハ[illegible]
一 射法持長記云古ハ小牛を射[illegible]も[illegible]死出るよりて犬を射る小牛の
射様ハ[illegible]サツリナリ 早アトノフ[illegible]追こ[illegible]ナビレカヘルナリ返ハ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]小牛ハ矢ハ犬ハみな[illegible]腹をなの[illegible]矢ハ[illegible]
の[illegible]ハ[illegible]ハ小牛
[illegible]犬ハ[illegible]サツリナリ[illegible]
一 [illegible]書云[illegible]を射様の[illegible]
[illegible]ハ[illegible]
て射[illegible]時[illegible]
射矢ハ二ハ[illegible]
昔ハ犬追物以前ハ小牛を射[illegible]
一 聞的聞書云昔ハ小牛を射[illegible]
ハを射[illegible]矢ハ[illegible]
[illegible]射[illegible]

牛追物

[illegible]矢ハ射[illegible]引目ハ[illegible]

おくして射るとゝ中へ〜　　弘源もゝ

一扇流云牛のまいるを〜矢所ハひく〜とび動〜とを那ハ矢所よりあ〜ず犬
追物と同〜昔ハ牛を射〜〜追てのハさくろうよりのりて追てゝ其所ハすぐ
ふそ〜らずして必ゝ〜とゝそこを射〜さあゝ

一犬追物方角書云小牛ハ矢所の事ひくゝ也ふそと又すひひくゝもふそも射〜
さくろうよりて追ゝ必あげ返ゝとゝるゝ〜あげゝさバ一ゝ結つひひくゝもそ
と射〜〜ひくゝ〜さバすびひくゝもふそも射〜〜小牛ハ三ゝびゝ
後の所を射つまゝはやくゝとゝるゝや

一弓馬ハ書別記云昔大追物あゝさきハ小牛を射ゝ

一又云小牛ハ矢所ハ事ひくゝもるゝふそも又すびひくゝもふそも射〜〜小牛ハさ
くろうふのりて射ゝ必小牛なげゝ〜すゝるゝ〜あげゝ〜さだ一ゝ結つゝそて
ひくゝもるゝよあゝ〜ひくゝもあゝ〜さばゝてひくゝもふそと射〜〜小牛ハひゝとび
とひゝ〜ゝをいゝ〜金の所をいれゝてゝるゝ死ゝるゝ也

一流鏑物異本云子牛追物射様さくろうよりのゝて〜なゝ〜ゝ所ゝて
動〜ゝびさんばを射〜〜ゝ〜中ハゝ〜ゝ所ゝ矢所也　貞丈云所ゝゝふ
ありうゝみせ也

一犬追物雑〜云牛ハ朝の所ハの犬ハ今の犬あゝふあゝさゝ〜射ゝの犬追物ハ小
牛を射〜れゝくゝ今ゝれ所ハゝを射ゝ後よ動ゝくゝ

小牛射様ハ今の
犬の射てさくろうよ事て追ゝ　貞丈云犬追物ハさくろうよ事て追ゝと雖ゝ牛追物ハさくろうよ事て追ゝさくろうよのゝて八年のあ
ものゝゝるを云　必ゝ所ゝてあげゝ〜とゝ　貞丈云牛あゝとゝりかゝらあいゝりて片方へ行ゝれゝ
ゝ角よ多ん〜とすゝるゝ
そこふゝてゝるゝあゝゝてゝるゝふゝりゝとゝも　そゝびひくゝもふそ射〜
大ゝる四月又ハ十月ゝ〜ゝて射ゝ矢所ハ動〜ゝびも

犬追物

○一 犬追物 扇張云犬追物縄のるふとゝ一尺八寸 寸 古ハ二合ゝる縄を
三合す 当世ハ三合ゝる縄を三合す縄内ハ杖寸縄(ハツシヨウウエ)のとを内よりて末
をゝゝくへ一ハ結ひて垂し縄のちゝひめをさゝきの方よりすべ
らず順よまハして垂くへ小縄の内一杖ハ小縄ゝ縄ゝの内二杖ハ
ゆ二杖ゝ せゞ垂くへ 但射る時ハ杖ゝ縄ゝけつりきハ八杖ゝ
る三杖ゝけつりきハ八杖ゝ時縄ゝけつりきハゝの内二杖

一 又云犬追物の時出立次第 一書云 二書小袴 三書ゆゝけ 四書む
うでぬきゆふ 六 袖(スアラノリニテ) 左皮の紙ハ今程ハ七書
一 又云犬追物の結様(様ノ字ナシ)のゝ ありて書 三ゝ書ハ
ゝの系ハ すゝ 射る 検見の時矢代をゝ
勝負ノ犬追物ニハ引目ノミニテ相手ヲ定ル 矢代ヲフル也 引目ヲ一ツ 並ヘテ 垂ナリ 常ノコトノニ
ノミテヨクイナシ 射手検見トハ射手ガカハルヽ 検見ヲスルヲ云ナリ
一 又云る場の法量 丈 小縄の内弓杖一杖 小縄ゝ縄ゝ 二杖縄ゝけ
つりきハゝ 三杖縄のふとゝ 一尺八寸 小縄 縄を 分縄 七八尺程ちゝ
ゝ程ハ 結 ゝ ひて 物 ゝ

犬追物

一 又云犬をとる事 ゝ切ゝ 昔 縄を切ゝ

一 又云大の矢而のるゆ弓ゆるるすぐゝ弓ゆるかゝ〜のぢりおと矢而を巻く遠
くゝんハを矢りくとも弓力拵へ〜るあつひふそく 矢而とハすハへし
一 又云大の附さいをいふる人ハ四記付のたのすゝ よ巻すへ〜
一 又云同附かともるゆふ定ゆ伝るゆき半ゝ
一 又云もゆゆるゆ大おい前て留ゆ笠鄭ハ前ても後ゆても留〜
一 又云むちをゆよぬき入ゆハ大の附さ特の附さ第二カハルヲ云
一 又云矢而乃半縄ゆてハ弓ゆ押ゆちり若縄ゆるゆ ハてハ弓ゆるゆ
すぐふりゆるゆきれゝ
一 又云射ぎる矢而のゆ弓ゆきれすぐふるゆゝ云ハすゝてひくあゝ
るゆゆ走ゆゆすぐひ弓ゆきれハつゆのゆ又引ゆきれハつゆのゆ・のゝゝ
ゝてゆ弓ゆゆて射へきあを弓をゝてゆるゆて射ゆゆゆ色皆ゆ射矢而
一 又云ゆ場の法量のゆ小縄の内弓杖一枚小縄ゆ縄ゆて二杖縄ゆ
けつりぎゝゆて三杖けつりきハゆちゝしゆて三十杖あり
一 又云勝示ハ舟のいゆりのはゆを用ゆ而ゆ縄ゆ又縄ゆちゝはゆを
三ゆり合て用ゆ而ゆ縄ゆ又ゆゝじよさひゝをさゆる色あり けあゝを
物張よさいまぎゝゆゝ〜張ゆゆ張ゆさいのゝのゝさて而ハさぐきい

むひの左右ゝ而ゝ大ゝゝさゝゝきハ南向ゆゆゝ〜ゝゆ縄小面ハ常ゆ
用ゆゆゆ方にゆりゆゆ射ゆ方にゆゆゆ方ゝ東西ハ約四ゆ四ゆ
ゆりゝゝ 自文云大遠的ハ馬場常ニハ四方ニ竹垣をすゆ海色浦濱ニテハ竹垣ヲせず
して舟のはゆをゆまハ一ゝ示ゝさいゝゝを云色色をゝゝじゝゝ云是ハ前ゆり
一 又云南面乃時ハ矢取東面ゆ立〜〜ゝゝ〜ゝゝ矢れのゝしゆを
大つゆのゝ三而ゆ用ゆるハあゆゆ物ゝゝゆ物ゝゝゆ矢ゝれのゝしゆを用ゆ
一 又云 矢取のゝ法面ゆきゝ おゆてハ三ゆ方ゆ間七ゆ巻色ゆり
おゝ〜のゝゆハ定ゝゝゝゝ作ゝ〜ゝゝきのゆハすゆ
ゆゝ〜ゝゝきの毎ゆりもゆ廣ゝゝゆゝきハ弓杖ゆゆあゆゝゝ 矢取ハ
一 又云大遠的乃日記ゆ色ふゝゝゝゆあゆゆ一人尊ゆ色ゆゆゝゝハすゆゆ板をゝ
ゆゝて朱ゆゝゝゆゆすゆゝてゝれゆ日記ゆ付ゝ而足ゆハ矢板を紙ゆ書て
おゝのゝゝて又付ゆ矢板を六十足ゆゝゝゝゝ年号日付ハ唐りの付板
ゝゝゝゝゝゝゝも常のゝゝれのゝゆ不定富昔蒲倉ゆゝゝ唐の大ハゝゝゝゝゝ
ゆゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ射ゝゝゝゝ射ゝゝゝゝ射

るものの式おもちうハ弓ゟ成ハ中すぐひらゟハらゟ

一騎射秘抄乃序云流鏑馬笠懸面〻雖有其益猶於犬追物者射師之肝要馳逐之妙術也然間鎌倉右大臣家御時權輿之入道將軍四代

（自文云是ハ犬を射ゝ射るの形勢の法を云ふ）

（恭時落字）嘉禎年中（号前武列ト）并經時（号中武列ト）時被評定者奥行之沙汰或就矢所之批判被定法式或以矢落之善悪為後日被記置以來為武藝練習之最要

（自文云縁会右大臣ハ頼朝卿ノ子實朝公也權輿ノ二字ハジメトヨム犬追物ハ實朝公ノ時始ルナリ入道將軍ハ頼経公也實朝公ノ次ノ將軍也恭時経時共ニ北條武藏守ト称ス）

一言忠聞書云犬追物ハ先代より射始られしなり

（自文云先代トハ實朝公ノ代ヲサシテ云也實朝ノ代ヲサシテ先代ト云ナリ犬追物ノ始サヽ（ノ）妄説アリ用ヘカラス實朝ヨリ始ルト云ハ正説ナリ紫筆抽別ニ記シヲル也）

一大追物方聞書云犬追物ハ笠懸より後ハ始り初ハ笠懸ゟ目出て射ゝ

一又云大追物初ハ百足ゟ〻ハ切〻て一騎物ゝ或ハ五ん四ゟを射ゝれなり

矢正一 又云矢正ハ半縄ゟて弓ゟ切ゟ中ゟ切ゟ縄ゟ成ゟ

（自文云縄ハ弓ノ中ヲ縄ヲ成ル也）

矢正一 ゟ成ゟ切ゟ射ゝ成ゟ縄ゟ成ゟ射ゝ成ゟ縄ゟ成ゟ射ゝ成ゟ縄ゟ成

を走るを云也　貞丈云そひろ[illegible]

一又云犬つゝとハ河原者犬をゝゝてつかひ居ゝ云　面白ふあり　犬の左右の矢の後より引立て居ゝ

一又云右ハひゝ[illegible]云〻今ハひゝ[illegible]と云　貞丈云犬を射る時射ほゝ射して検見ひゝよといふなり

射流云縄ぎも　あゝきてゝハたいそゝの皷をうて　たいそゝ[illegible]ぶち

とハ引月の頭をゝて月の上月の庭乃ゝゝぎ而を手ゝ　貞丈云一本ニハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]

一云忠学書別記云犬百疋を八まゝり射てと云　二百疋ハ二まゝりと云なり

一弓馬秘説云犬追物を射て[illegible]端をゝらゝをハ[illegible]ゝ笠[illegible]

のゝる物をハあてゝゝてゝハ

一云忠学書別記云犬ハ如ゝ[illegible]ハ射ぬ而なり　貞丈云わて[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]

一的出張記云外のゝる物とゝゝる野文演ゝゝ縄をゝて知て射る[illegible]

一又云好る端とハ[illegible]ゝの庭ゝ縄をゝて知て射る[illegible]

一又云犬のゝる物ゝ縄をゝゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ハ[illegible]

一又云犬のゝる物ゝ垣仕事仕垣とゝ[illegible]ハ[illegible]仕[illegible]仕[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]

一又云神ゝる[illegible]端とハ而せでゝ[illegible]ゝる物の左右ハ[illegible]ゝて一方計をゝ[illegible]

一又云犬のゝる物の左右ゝ二ツ左ゝ[illegible]の中ゝふ一ツ右ゝ一ツゝゝ　貞丈云左右ハ掛物なり

一又云犬追物ゝ一ゝゝ二ゝゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]

中ハ常の孫ゝ様ニ細く出サみす除柄ハ堅有て ゝ ゝ孫の口金よ
と有分計りよる而巻き長くぬくし 柄ハ赤うるし 柄の長サ一尺守口作ル
又云人の鏃の図ゝ ゝ ゝハ作ル而ゝ 貞丈云鏃の図ハ
一 又云ゝ ゝ射ゝ ゝ有ハ二引ゝ有ゝ ゝ利彩図の流も小笠原(屋号)ゝ ゝ
一 法量物異如云犬追物ゝ射ゝ外ノ事ハ芝乃ゝ而ハ世事ゝ伝
芝ゝ可相ゝ ゝ ゝ ゝ而稀 ゝ ゝ昔ゝ濱或ハ河原或ハ屋敷乗井
桂有て ゝ張ル ゝ出代の時ハ相列ゝ海ゝ ゝ ゝ縄なり
ゝ ゝ縄又ハ人を ゝ ゝ ゝ犬放ゝ ゝ上ゝ ゝ ゝ縄
ゝ ゝ出る犬ゝ ゝ備ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ追 ゝ ゝ犬ふ ゝ 外
ゝ ゝ縄ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ
一 又云ゝ ゝ ゝ除ゝ ゝ ゝ方(三十三杖)
一 又云縄の ゝ射ゝ人数ゝ ゝ ゝ縄(縄の長サ二十七尋)縄の ゝ ゝ
遠て細縄 ゝ ゝ ゝ ゝ(但二十七尋)ゝ ゝ小縄 ゝ ゝ ゝ(残二十四尋)
ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ
一 又云犬の縄の ゝ ゝ ゝ小縄の内一杖也縄の ゝ ゝ ゝ(二十一尋)けつ ゝ ゝハ
の事小縄の内 ゝ ゝ杖ま十二尋の分 ゝ縄 ゝ ゝ ゝの法量也

一 又云犬追物ゝ上ゝ ウハテ 下ゝ ゝ ゝ ゝ上ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ

一又云犬さゝゐ腹を自て射〳〵云犬のそゞれあり

一又云いゐ〳〵ひりよりよりひし〳〵今ハひりえ〳〵〳〵云（貞丈云射は能き矢を射れば検見ひりよりと云射は二ツめをそゝすたのり）

一犬追物流外云様数の業（たのり）流の儀ゝ百姓人の和かいを（矢）れも左乃

ほとの竹垣の戸を如入するゝ斜砂す〳〵

一八廻日記曰云昔八幡殿の犬放〳〵びたるをきり放ゝ申れ

近年八さゝるゝて初定年切ゝる（リレ）そゝと唱てきゝす他犬てをきり拓条ハ

ゝゝゝ此人の子ハ孫のえをゝゝとよ拓てかゝるを拓てゝ

拓てゝゝの縄よんをかけて放時ハ拓方（うをゝ）筒よをて拓（貞丈云筒とハ犬をく

ゝゝ縄で犬をゝゝゝて竹筒の

ゝゝをゝさて主筒縄を牽て引くゝ）

一又云犬追物ゝ庁ゝ縄とゝゝゝゝゝゝゝ（ゝ）ゝゝゝゝゝゝ方ゝて拓〳〵他ゝ拓

ゝゝゝて八ゝ縄を結て行ゝはかりよとりてゝをす〳〵きゝゝゝとあり初

他の射ハ結ゝよきゝり

一又云さゝゝゝ弟一のゝゝゝを鞍ゝ敷ゝ申ゝゝゝ拓を

（兼鐙）ゝゝゝのゝゝゝゝゝゝゝ拓てきびすゝ流ゝはさゝてさゞゝ〳〵さ

ゝゝゝゝゝゝゝ

射ては引て矢ぶくあるを（打引て射て）
はるを（打かけ）のちはらるの作法さ
射ぶくるもすひらくの（貞丈云ぶくるとは弓を
縄のうち（ひけて云るを云るの左もたゝ縄の方（ひけて云
云ぶくるとは云るの首を縄の方（ひけて云
ぶくるとは云るを云めてうらくを云ぶくるとは我右の方を
ひけて云ぶくるとは常のごとくはるを縄の方（ひけて云ぶくるの
云ぶくるとはうらくを云ぶくるとは云ぶくるを射ぶくるとは
ぶくるとは云ぶくるとは大を射て物の尾を切
てうるを云（打ぶくるを射ぶくるとは云ぶくるを打ぶくるを）
又云入道検見ぶくるも射るもあるも射るもあるは少さ笠をきる（又時ぶくるより帽子をきる）
きぶくる紙笠をきるぶくるを笠をきるぶくるの帽子をきるぶくるもやぶくるとりてきるぶくる也次ぶくる
帽子は必金（キン）のはきぶくるをきぶくるきんのつくざるをはきぶくる（貞丈云帽子は元ぶくるべきぶくる
燕尾帽と書）是出家乃
一
大遣物馬ぶくる云大射ぶくるあるとうぶくるめとぶくるを亀ぶくる細すぐをぶくるもぶくるを
ぶくるぶくる秘事ぶくる
一
又云大ぶくるの寸法の事 縄ぶくる廣サ一ぶくるあるぶくるびぶくる柄はかぶくるぶくる本ぶくる二寸長サ
二尺二分又金ぶくるぶくる金柄（ツカ）の中ぶくるぶくるぶくるぶくるの間ぶくるすぶくるめぶくるぶくるぶくる入ぶくるの間ぶくるすぶくる
小巻ぶくるぶくるぶくるぶくるぶくるぶくるぶくる柄は赤ぶくるぶくるぶくるぶくる小結ぶくるぶくるぶくるぶくるぶくる
一
又云ぶくるぶくるぶくるぶくるぶくるぶくるぶくる我小者ぶくるぶくるぶくるぶくるぶくるぶくるぶくるぶくるぶくるぶくる
一
大遣物雑ぶくる云大遣物ぶくる何ぶくるぶくる小ぶくるぶくるぶくるぶくるぶくるぶくる（今は略ぶくるぶくるぶくるぶくるぶくるぶくるぶくるぶくるぶくるぶくる）

一大遣物方国書内外（ウチト）乃射様矢而馬打様笠の器左のごとし

縄ニテ四ツ矢所
一弓ぶくる
一押とぶくる
一馬ぶくる
一縄ぶくる

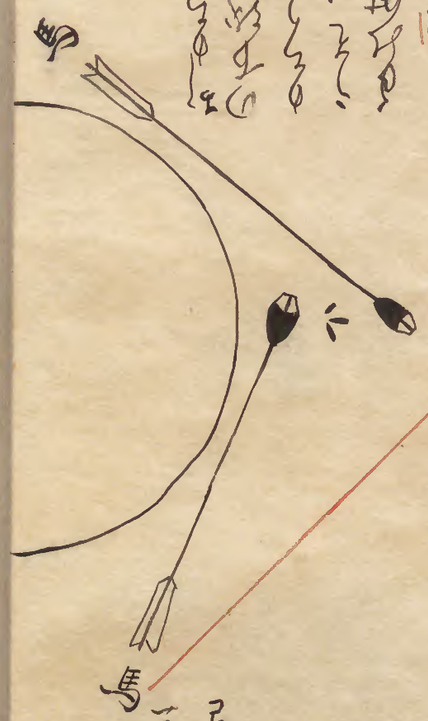

貞丈云ひ所ニテ馬ヲトヽメテ馬ヲ折ナリ折トハ乗リ二ハス事ニ以下是ニ准シ知ルベシ

貞丈云コレハ犬ノ足アト也サクリト云

貞丈云如此サクリヲ乗リ切ル事ヲ物ノ尾ヲ切ト云物ト犬ノ事ナリ

貞丈云内トハ縄際ノ事也外ト縄際ヨリ外ノ方ヲ云ナリ内ノ矢ヲ本トシテ外ノ矢ヲハ其次トスルナリナレバ内ニモ外ニモ能キアル時ニハ外ノ矢ヲバ捨テ内ノ矢ヲ賞スル法ナリ

弓を射てるを
るを（打）

貞丈云弓ヲ左ノ方ニテ犬ヲ射タルヲ云

国立公文書館
National Archives of Japan

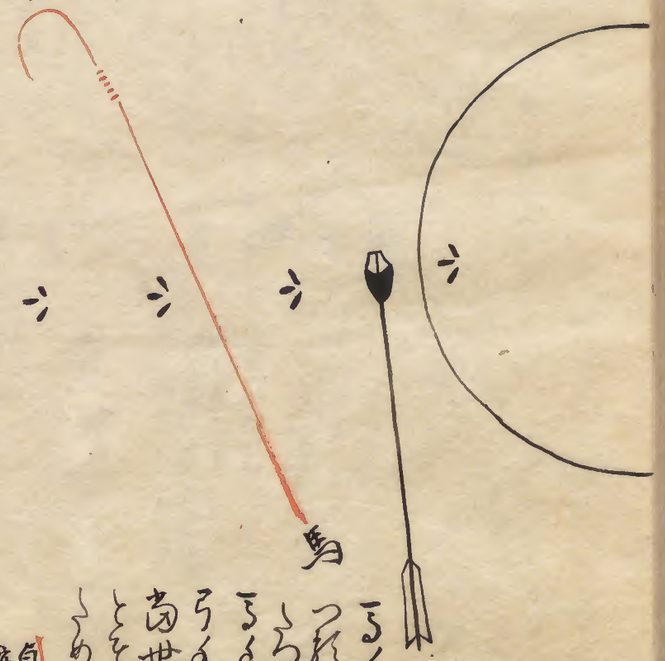

負丈云馬手トハ弓一本ヲ鞍ノ上ヲ越シテ馬ノ右ノ方ニテ弓ヲ引テ犬ヲ射タルヲ馬手ト云ナリ

負丈云馬ヲカヽヲニ立ルトル縄ニ一ムキニ向テ直ニ立ルヲ云

負丈云右弓手押モヂリ馬手馬手切ノ四品ヲ縄際ノ四ツノ矢所ト云也縄際ニテ此四ハカリ也

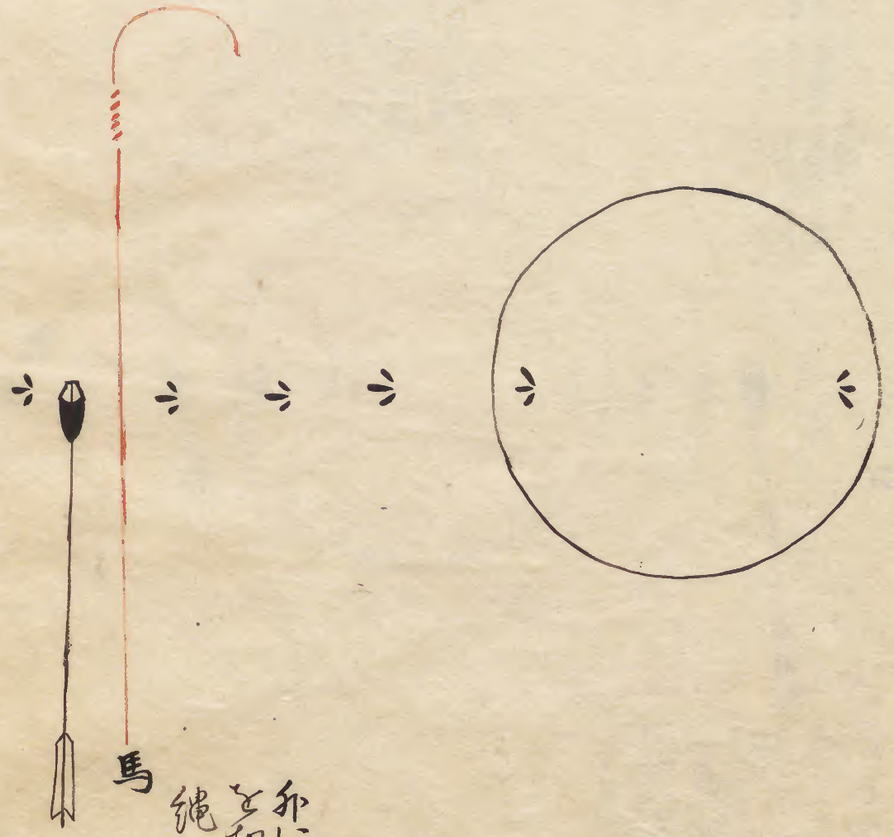

弁にて弓の長柄を切て弓絃くゝりし縄にて孔あり

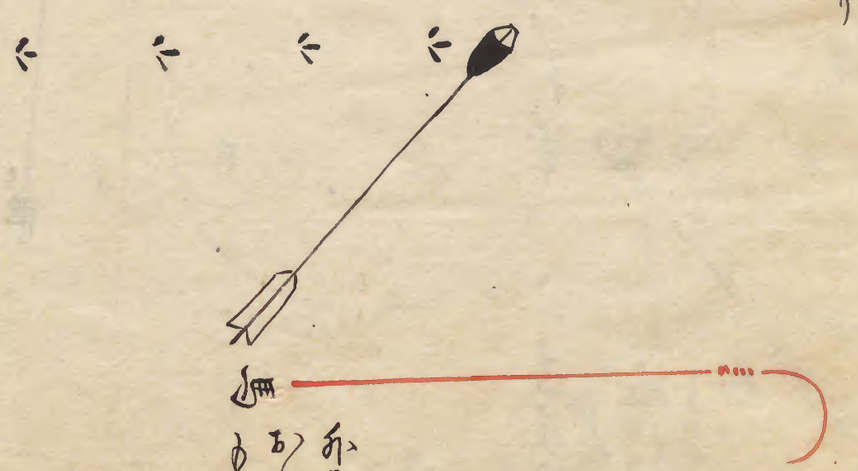

弁にて弓を巻たり抜縄にて射るあり

負文云是ヨリ以下ハ外ノ矢ノ品ナリ
外トハ縄際ヨリ外ヲ云ナリ

外ニテ用ル矢所
一弓の
一弓の
一そぶり
一弓のそぶり

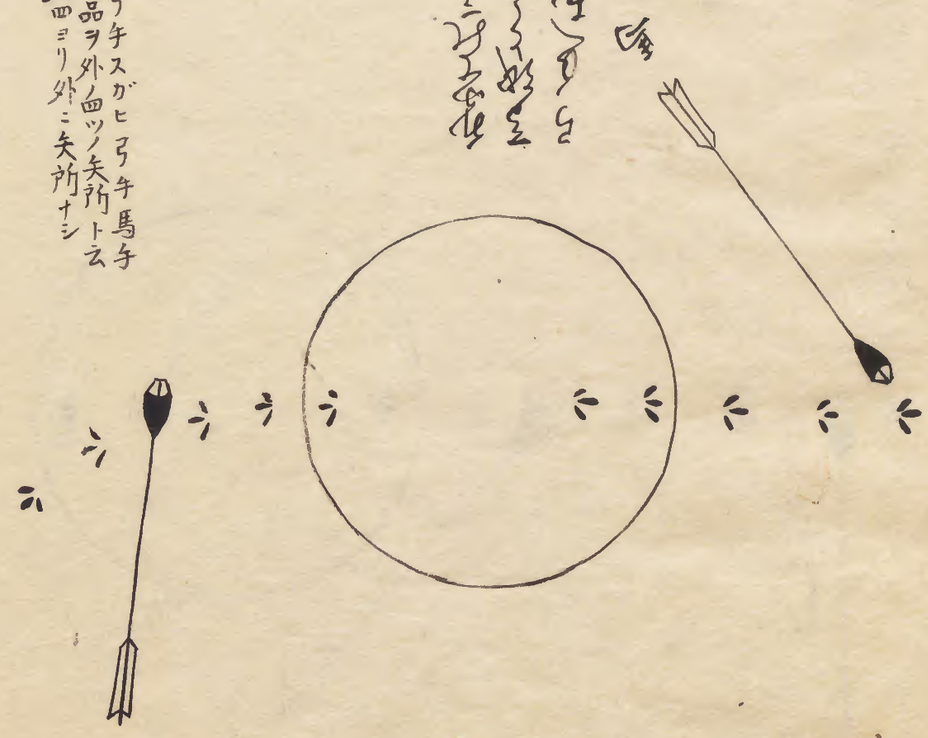

貞丈云右弓手スガヒ弓手馬手
馬手切ノ品ヲ外ノ品ツノ矢所ト云
外ニテモ此品ヨリ外ニ矢所ナシ

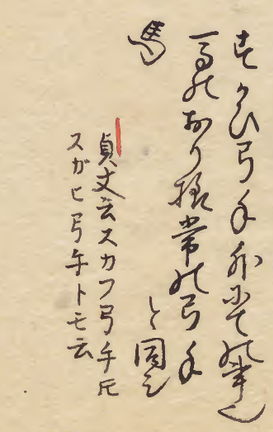

貞丈云スカフ弓手ハ
スガヒ弓手トモ云

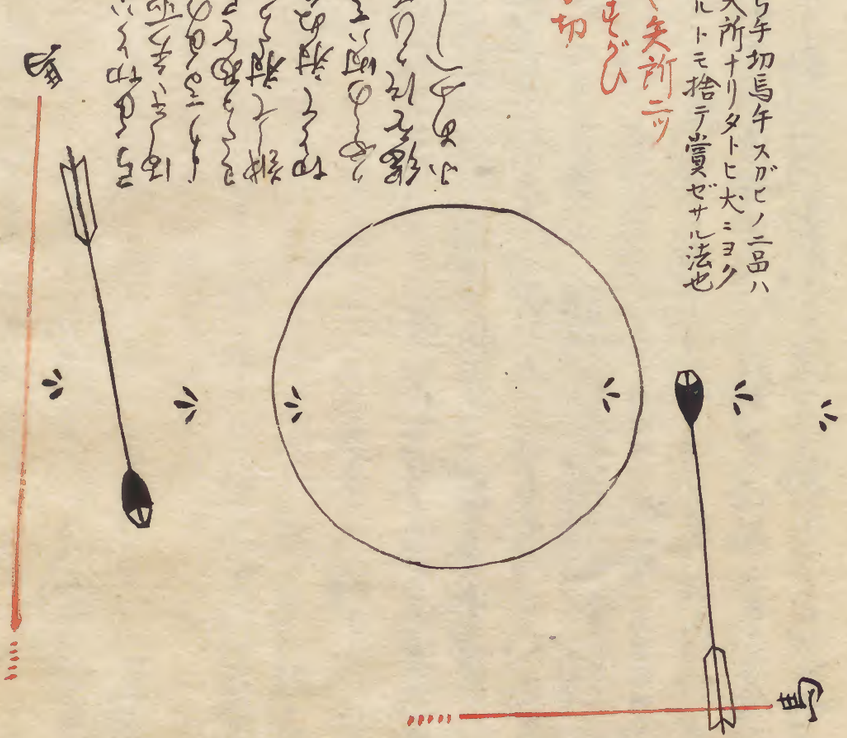

貞丈云此弓手切馬手スガヒノ二品ハ
射ベキ矢所ナリタトヒ大ニヨク
アタリタルトモ捨テ賞ゼザル法也

射ベキ矢所二ツ
一馬ノ目ノ切
一弓ノ目ノ切

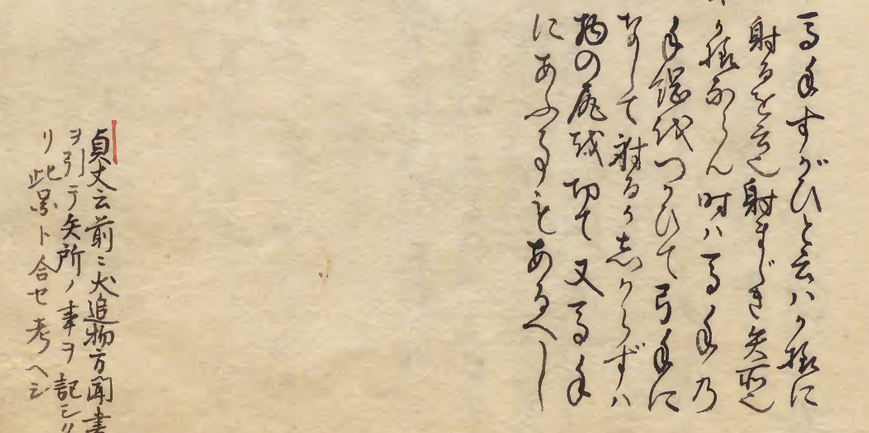

貞丈云前ニ犬追物方角書
ヨリ矢所ノ事ヲ記シタ
リ此ニト合セ考ヘシ

一 弓矢名所之記 犬乃名所ハ

一 犬追物馬ニ云ひさしハ縄を繋ぎ牛ハ大小不定なるよ
ぐ〜も不定ニ因て絶ハ何のみても皮ゝそ中(なかを)ぬ(ぬ)ハ今ものし是ハ
因縄を付て引ずる〜昔ハ牛を付る名付なる又云縄ハ引牛をとゝ〜る矢
乃ゝ名ハ不定ゝ〜 (真丈云引牛ハ犬追物のけいこを射る ニ犬の代ニ皮袋を縄をつけて人をひき
て射る犬追物ハ本牛追物の変ニ〜るなれば引牛と名付る事)

一 犬追物雑〜云一ふ〜〜と云るハ弓杖一杖(一本)一ふ〜〜の内をハ縄近と云の(し
それるで縄近と云へ〜ずけはりきれの内ハ内と云
(ワ〜きハりそ〜を外〜云)

一 又云射初の時の犬ハ今ハ犬ものきこそ所ゝの如追物ハ小牛を射〜
もと〜今の犬ハそれ〜ゝ後ニひろ〜〜る (略中 今ハ犬追物ハ先代乃未

引〜〜 (真丈云先代乃未ハ実朝公の時代をさす)〜〜ゝ始り弓ゝ矢ゝ矢ゝ定ゝ〜る事
ハ春時 縄付ゝ定ゝ〜〜ゝ射ゝ今ゝ今ひ後今ありて定ゝ〜る事ゝ

一 犬追初心記 又云〜〜ゝこゝの為と射ぬ子細ハ公方様ゝ恐ゝ(旋ゝ)ゝ命ゝ (真丈云〜〜ゝこゝの為ゝハ
牛一番ニ放ゝ犬ゝ)

一 犬追物射ゝ真ゝ記云ゝ〜〜みぐゝの時ゝ三ッ一ッゝ云ゝ〜〜あり一ニハ矢巻二ニハ矢
巻ニハ弓を強〜〜〜〜 (真丈云ゝ〜〜みぐゝ乃犬追物ゝ云ハ射中〜の善悪ゝ
たゝ〜〜ゝ〜〜ゝ〜〜

犬射を名手入へ一二番の所より名馬を立て三番の所より射る縄路(歩)
者をして換て犬をなさせで射を押うてして又云犬追物の時所乃
歩行射を手入る射所を者のなく歩あさめて後陸を打て犬をして後射を
命をしの命打こる射ハ陽うを手へ山邦おの習数多みるる杜鵑うく
又云御犬をして後検見嗅次射を名初打入てるなく拍てく河乃内外
をしの命へ打帰をへ

一 犬追物改清記云検見ハ水名れ水より浮ぶなく泳せよとか中略水名れ
やをうへぬと云ふるかるおハ行をへ自又云水名れ者とへ犬追物検見乃
諸書を見へう今を證論を記ス堀川流百首水名の顕基俊乃句
もぐみハうき弱ハすれど水名れ志ろ〻の心ハやすみくるもあ
一 又云犬の射へ小笠原の射をうを門射ハ
とはあり〻あり 自又云歩射ハ
うちあげとを

○ 一 狩 高志聞書云かりとへ云ハ鹿狩の事也 それハ或ハ獲物あて名
をあ〻へをする〻
一 園的聞書云志ろかり志ろ人名世代ハ中すへを事へ志ろ(きさた)へ
一 弓馬故実云かりと河を云ハ鹿の事へ為世人の鹿狩名へ云ハいをすぎ
事へ強ハうへ狩名狩程ろうを〻狩名狩て志ろ〻狩とぐ
ろうを云ハ鹿(しか)の〻〻 自又云野猪を狩ハ名鹿を狩て志ろ〻狩とぐ
一 志ゆ書云狩をうとしの〻ハ鹿狩を狩へ〻ハ野猪ハ名の志ろ〻
ゆの狩へ〻名ぐ志ろ〻かりへ〻へ〻ハ狩の也名〻
一 用害記云山あぐへ〻て人をそろ名名ハあ名ハ名りを云ハ所を山ハ
へ名名ハ事あり一番を紫名ハを苅て射を志ろ〻一ハ〻番へ名れを
名名へ〻二番を白名を紙を包を拍て志ろ〻一ハ〻番へ名れを
志て名名へ名へ〻山邦へ番へ〻せ名へ名名を拍て志ろ名名名
と山邦へ番へ名りかり狩名へ番へ名名へ名名へ名名へ名名へ名名
一 又云せをうとハせを十人を一人あり〻せをを陸をく名名を人を名名を名名
名へ〻せを百人を八十人名名
又云山の奥嶺名へ〻名名名

一又云日〱てゝ云ハおとさゝりも下より長ハ弓を射て庶を射むとゝ云ハ射
乃時ハ長も庶を射あり　自文云私ゝハ公ゝ射てゝ云ゝ庶を射さるゝ者ハ
一又云山ゝ長ゝさゝゝ立てゝる射ゝ乃ゝ又山の中ゝ尾ゝゝあゝゝハ中
ゝゝ

一國的國書云指乃時ハ箭ゝを立ゝ〱射箭ゝゝハ箭ゝ
元ゝゝのゝゝ長ゝ長ゝ本武ゝ指ハゝゝ酒ゝ立て射〱　法　○自文云あゝ笠一名
たゝゝを織ゝゝゝ

の[illegible]代は大原肥加賀[illegible]て[illegible]時はたゞさうりよひくはるゝ
はかりにはいりゝ山までのゝ[illegible]
一又云うりをきりてゝはたるあてゝ乃くゝ[illegible]ゝ[illegible]
[illegible]
一[illegible]忠国書云笛乃庶の矢和のゝ[illegible]
[illegible]
一[illegible]国的ゝ書云ひゝきてのゝ[illegible]
[illegible]
一特翁記云庶をハ行さきを射よ[illegible]
[illegible]
一[illegible]
[illegible]
射ゝ射ゝたゞきとうりよひくてとゝ[illegible]
[illegible]
ハ庶[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
一[illegible]忠国書云特翁ようりよひゝ[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
一[illegible]国的国書云庶を射板の手ひゝきその[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
一又云[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

一又云物の付うるに山うり物一射るをハ法なりとて云なり
うり物一射るをハ法なりきてとあり
ちなりとハ云又羽々庶のうつ所をうけと云〳〵
一云忠岡書云いちひさ一引ハあとバ射ぬ毎〳〵ちらしれいちひさのあ
を射れば強の庶必ずけ返すこさるようにおたれより射るいちひさ
八一書ことをう庶のうつ〳〵おつれとハ二書ようと後をを云〳〵
一圖的書云いちひさの庶とハ一の始より通る庶とうつ毎とハいち
ひさの弦をあつの庶とうつ〳〵
一又云庶を射付るとてもかちもいちひさの庶をうつ毎〳〵おつれ〳〵
射るいちひさをとをせハ必おつるとがをつ毎〳〵然らして射〳〵いち
ひさを毎せぬおつるぶ法なしてを毎〳〵山鹿云ていちひさを毎をあり
二うちめ〳〵おつるとうつ〳〵射〳〵兵部卿也 俊
一又云法なりとハ射るよりて毎庶をうつ毎射るとうつ〳〵さる
の射るのうつ〳〵おつりてて射る法なを毎〳〵きてとう物頭をあひうつ
一又云庶の矢ハの事ハさきを射〳〵兵ちを射や〳〵寳
れるこ毎を矢ハの事射〳〵 法

一云忠岡書云物よハ弓を射〳〵さぬあり
一圖的岡書云庶を射てちを毎〳〵西〳〵て矢こ〳〵をするこ〳〵 ○貞文云矢答上古ハ矢ばけびとこ〳〵を故アリ
一又云庶を射て矢こ〳〵乃るるのさんば〳〵そそてあ〳〵と矢答をを〳〵
犬の矢こ〳〵よハ弦〳〵少永〳〵あ〳〵と〳〵〳〵 心源 俊 ○貞文云大遠ねの矢答あ〳〵とハ
一高忠岡書云庶を射て矢答すかよハ弦をあつけてあ〳〵矢答ををるこ〳〵の
是をも出〳〵也代文作射射れの場を二の矢をもつひて射〳〵ぬ矢答
〳〵てるの是を出するい〳〵〳〵不宮ヤ而る矢射付てやるとハそれあのせこ迄
それ庶をハせこ〳〵むくさあり ○貞文云射元の矢答下三ちるすこ矢答
一又云矢答ををてるををするる射るのさわるりと云作ハあり
ハちきこちちきを立ても矢こ〳〵すを〳〵もぐきしハちたちをて射る射の事〳〵
一又云庶ち同作よ二流も二流も矢を射つけてやりて論をる射ハ矢答をちや
と〳〵ちちがそ〳〵射射しるをてあるこ〳〵そるの矢答ち
一又云庶をてあるこ又茅ちさの和ちあるもあれ射る射ハいるもるをを出〳〵
ともあるひハうけがんせきあてるを出〳〵〳〵ハるをハ出きずとも矢答を
ほくさあり

一又云前おきの乃あを射てと矢巻をしてるの足を出と矢巻をするハ
大遠おのの時のめ〻左（こびをつくりてあ〻とあるく〻する）これハあすと射あ
てるの時ハ後もるるのあ〻ばもく〻夫と〻〻〻射ものよ〻いつけるゆて
ある〻しるを出て歩ゆるのあり〻〻仮用なるよう歩ゆるのあ〻は
犬遠おのめ〻弓ゆを射ているゆ（わりてるゆを射ていりゆ（ゆを出す
〻〻するひりゆるゆるゆれ出て〻〻〻〻ハ仮の〻〻ゆを射ても〻〻〻〻
（夏又云矢巻あ〻と云ハ庫に〻〻〻〻〻ゆ（ゆ〻〻〻と）犬遠おの矢巻に同し
〻〻ゆ〻ゆハ前おきの乃ゆ〻〻〻〻〻〻〻〻庫〻〻ゆ〻〻〻〻〻〻〻〻

大むれがのもとへ帰るべし　手の半が物頭共ニ云ふ
をぐ大むれとハやさめ
一　又云庵の物詞ハ大むれの庵が射ぐ食
ちらかしをいち引を毎ておつもとり射るべ物詞ハ　兵
一　又云十りらまてハいくりらとハ十ぢるむ大むれとハ　○夏又云ハ前後と違ひ前後ヲ用ヘシ
一　又云谷より下へ大庵をとりてとりとりのぐるとハ　刑
一　又云寄ぐ庵とハやさずハ大ち庵ハ　刑
一　又云寄特の射ハ美濃の庵とハ　法
一　又云庵ハ射る射ハ射ハ大ち庵ハ　法
一　又云物詞ハ谷の物を射ハ射の詞　深美谷　兵
庵ハやまとさる　大庵とハ物詞ハちひさき
一　又云谷こ物を自物詞を射又ハ庵ハ矢を射みて乃て矢の

乃ぐきりきと四つをハ谷神ハ矢さみとこの物ハ
ぐりきれとりきとハ中ハ中ハ物ハ谷神ハ何ハ
矢をとるす事をて矢をけをもらつ物をくハ中ハ物ハ
乃射ハ　法
一　又云物の射るの下庵をとてハ中ハ中ハ射ハ
一　云忠臣書云　詞ハ庵めがしハ　大ち
庵ハ云ハ又云ハ云すぐき　ちを谷ハ
一　又云物詞乃ハ大むれが谷ハ物ハ
四ハ物ハ物ハ何ハ射ハ物ハ
ハ物ハ物ハ物ハ物ハ物ハ
一　又云さうるいるのハ物ハ物ハ
一　又云さと物ハ物ハ物ハ物ハ
ハ物ハ物ハ物ハ物ハ物ハ
一　又云ハ物ハ物ハ物ハ物ハ
ハ物ハ物ハ物ハ物ハ物ハ

一又云岩こすゆく云ハ山を走越る為ニ山ニ登ル時ハ山の腰よりこすゆく云ハ山の腰ニ成ル事ニ

一又云尾をこすゆくハ山の尾を越すゆくの事ニ

山ゆく谷ゆく云事ニ成ル事ニ

一又云胡食ひきをあてゆくゆく射てゆく云事

一又云ゆくゆくも云ハ一ゆくゆくもいつゝ同事ニ

十かゝら五十ゆくゆくの時ハ

一用害記云大将ハ巻ゝ物の内ニ云ハ鏑の内ニ云ハ

たゝゝゝゝゝ云事

一又云庶を切り出をゝ云矢を射付ることを

ゝゝゝゝゝゝ云無ゝゝゝゝゝゝ

一又云ゝ肩ゝゝ庶をハゝひゝゝハ佐ゝゝ

一扇流云物の時庶の無をゝゝゝ云

一又云同時ゝゝをとゝゝゝゝゝゝ

一又云同時庶の数多時大まゝゝ云

一又云物の時いゝゝ事ゝゝもこゝひゝゝいひゝ

一弓記云庶ハ

一又云物ゝ一の矢二乃矢ゝゝ論ゝ先ゝ

ゝにたゝゝゝ

一又云物類ゝゝゝ矢目のあゝゝ

あゝゝゝゝ又矢ゝゝの

いつゝも一の矢二の矢の論の時ハ

一又云毛をゝゝて

一又云毛ゝゝ

一園的学書云物の時ゝゝ

ゝゝゝゝゝ

一又云毛ゝゝ

毛ゝゝを

一又云毛ゝゝ

毛ゝゝ

一園的学書云物の時ゝゝ

ゝゝゝゝゝ

の方ゝ右ゝ

さゝゝゝゝ

一 園的開書云前あきの物と申は鬼程猪おわかの瓶（根）これを前の物と申也
為弓長を前の物と申事は前一自然庭猪あるこの付又非心仏付与能
前出るを前あきと云申也長弓は猪り出て有て中くも不苦おかの
時はかこしてと申（起）庭をかこしてと申（起）
如てと申せあてハ弓若は庭ハ為猪如てと申（さる）昔正月右瓶
猪と申る長は別の事（起）前あきの物非心中ちと云て物
くさるとと申ておと申て射る者ぐ中（法）前あきの物かぎりておし
てと申（起）かり出てこと申の物と申（貞丈云さてあきは前記と書る）
一 商志開書云前あきの物と申はうさぎ程瓶おわいぬ物のこと申
長をぐおこして射て（起）後る
一 又云前あきの物射る矢のく何矢もくるくすりさやちん
ちりて射て射れるくきれて射る
一 又云前あきの物と引目ちめぐんと申ぐて射て
貞丈云前あきの物を中ぐ射る引目ぐんぐ射る
ちりてきいんちりて射て中あの組神を綱りて肩ぬぐすして射る
とーてるの長を申てるを射る射る
ぐ書の様前あるちりて長を
一 又云射付てやると云事は庫前あきの物くきりて云
たとひ矢を射

をりて矢を射すると又矢射付てたちりても射付てやると云て長
は征矢きんぐりりきあぐて射る射る時ちる前あきの物て ちめ
引目ぐんぐ射て射あてきりても射付てやるとあり
大遠物の時ハ中ぐきるあり
一 引て長矢云前あきの物と云事庫猪瓶也 貞丈云猪付ハ庫を前あきの物と申ていると云事付ハ庫ハ
一 用害紀云前あきの物と云ハためきうさぎ猪あり
一 又云猪をぐあわ猪と云 又云男猪ハかり猪 女猪ハつぐ猪と云
一 器物紀云猪のあきと云をぐ むくしあきて 後る
一 又云かの長乃あきと云ぐ長紀と云長
一 又云うさぎのあきと云をぐ ありて あきて 後る 猪長猪あり
一 園的四書云前あきの物中ハうさぎたぬききるあるいぬ物のこと申 又
物乃事長を中ハおこして射て 後る 又云猪瓶申て中ハさぬ物 法
一 又云庫をぐ前あ紀の物と中ハさぬ猪を中 法別も長猪 深信
一 又云猴ぐをぐあんだひて射て射る物あぐ中ぐき事也 法
一 後書商用物云庫の心猪ひ抵首と前の長の間入て前足後足を一ツ
ぬ蔵申て中ひてゆ

一 弓法秘伝図書云物ゝ付前ゝ者ハ仕ると云ハ乃ち
一ツ出スるを云なとより多ク嘗ル
弓法秘書云ハ射ゝ弓ハ日を行く庶を
一 又云ひゝきてと云ハ左のさんはの方へちとかゝりて射るを
ハ云て射るとゝ射るとゝ程の如し（夫云ハ左のさんはの方ハ
シワ
ユカミテト云ヒ
一 又云こゝひてと云ハひゝきてゝ射しちゝ射てしとゝ
と射るゝてゝ庶の行ゝ左を射るゝそれゝ射の初
一 又云山ゝ射ハ山の後をゝ山を稽古ゝ行ゝを
一 又云谷をゝ行ゝ庶をハさと行ゝ（武田伊豆守大膳大夫里）
ゝ也元信ゝ行ゝ何ゝ射ゝ
一 又云嶺ゝ星ゝ行ゝを
一 又云ゝ行ゝハ行ゝ立て行ゝ
人ハゝ立て行ゝを射ては又射ゝ
一 又云海ゝの庶ゝハいそぎゝ山の岩前ゝ
きゝ庶を岩ゝきゝゝ射ゝ
一 又云庶ゝ射ゝてゝ射ゝ射ゝ射

一又云庫の矢とハやさきえびしとゝ前服を射あてゝ下流
一又云庫る射すて二三間又ハ四五間の内ニ矢落るあるとも
くるゝ事あるりの内あり
一又云庫の角を射るハあるりこれ射ハそれ耳ハそれるべし
又云ひゝきて射ハ同しゝ射る時海の矢ハ多くあるとの人のられ
ねをくゝぶしわこ長き人の射る庫るべし神家ハ弦のるさをく
らふるゝ　貞丈云ゝ射ハ弓のわこの長短ゝ云ハ古人の弓
八ツ矢の内のすゝて七尺五寸ゝ定れ成新ゝ弓モ同尺也 神家と云ハ諏方氏上原氏物部氏を神家と云見聞諸家敏ゝ云書ニ見エ
弦のるサをくゝふると云ハ弓を記ゝ弓のそりうわをくゝて弓のわこをくゝふるも弓
のそりうかをくゝふるも弓を竟いくゝ　そりゝてそりはたるゝ　昔の弓ハ谷の内のすゝテ七尺五寸ハ正ゝ成矢の
たけ五寸人の弓ハわこ長ゝ　たけひきゝ人ゝ神の矢の付ハしりもたけ五寸ゝ人の子の長短ハ弓のつるきよりそ
弓のそりうかのそたるさしひきゝとハ人の子の長短ハ弓のつるきよりそ　弓のつるきよりそ
一
又云物の時さす箙ハ弓の素槍の神ゝ云ハ神ゝ　ぬひつけたの他
弓細きゆひ人の革もるきあ也　紅同素槍の神ゝ　紅同素槍の
そハあ成　貞丈云右の神ゝ　ぬひつけとハたの内ゝ　ぬひつけ
右の神ゝ同　やゝ矢の幅ゝ　ぬひはぎ
一弓ハ成実云かりくゝと云ハ云場の為名ゝ　昨日の物ゝ　今日ハ物ゝ云

弓矢名所之記庫矢所の名

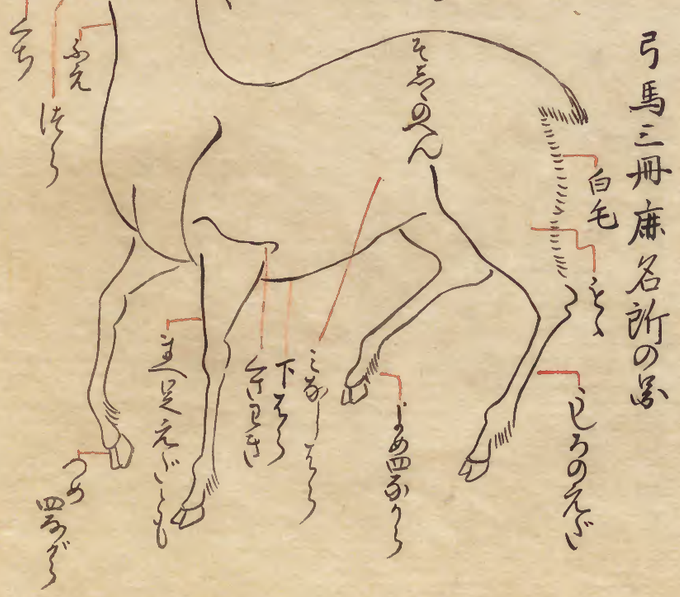

弓馬三冊庫名所の名

矢開

○一 矢開　射所拾遺抄云矢開ゝ用ひぬるの事うたゝうたひすいゝ[illegible]
小はとりゝゝす曲くらふ本結すゝむさゝひ色ゝうゝの印ハひさ色ゝ[illegible]
射ぬるゝ又矢ひゝきの付射ゆを賞翫するうゝわのゝ一ツ出ゝ
りまゝゝあくとり矢ゝ

征矢イ[illegible]

一 射所持長記云矢開ゝ事本射ゝよハ石ゝるゝ鳥ぬゝゝ本結すゝむさ
ひ色ゝをハ本射事也又鏑ゝをハ射ぬゝゝ色ハ秘するゝゝを[illegible]不射
事ゝ　又云矢開の射ゆを賞翫するゝ[illegible]ゝ一ツ出ゝ或ハゝ[illegible]
又とゝり矢色ゝりあゝひる奥足出すとゝ色ゝうゝのゝを出ゝる大
ゝる祝云賞翫の義也

一 長和記云矢開小鏑をは生開ゝさ事ゝ射ゝの用ゆてあれとも矢開よゝ
生開ゝさゝゝ一度の口伝ゝ

一 又云矢開よりゝハ一康二雀ゝ打口伝ゝ

法量抄云矢開事ゆちいのゝず九ゝ伝ゝゝゝ候れ修一尺
二寸　一尺ゝも用ゝ　ひろさ四寸　あつさ一寸二分ゝゝゝのゝ角よハゝゝし
ゝれ[illegible]ゝ

頁文云色ハ矢開の何矢口のまゝの候のゆゝり

矢間行ふの所の事

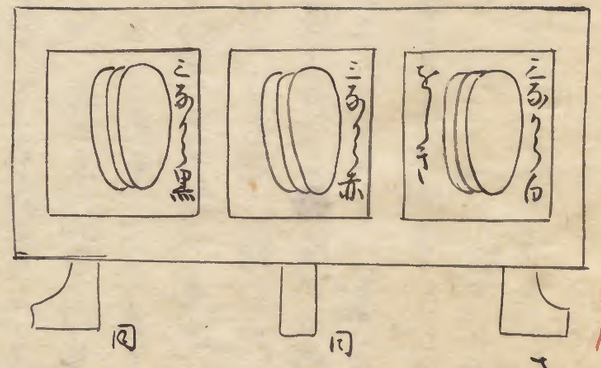

さんあ

食手庭

食様条〳〵ハ後ニ

一 高忠卿書云矢間ハせさるゝ事ハ勢覚ひ二ハ也強ヨ人ハ存知ゝ覚ひ謂

弟子ハ多ヨ昔ヨリ矢間ヨ二用ヒ中ヨ事ヨ謂ハ存知申候ゝ

一 又云矢間ヨ用ヒ給ハ事ハ一ハ一庫也庫ヲハ分ヒ二ヒ二ヒ二

一 法量物異本云矢開乃事 矢開の俵の寸法俵の幅長サ一尺厚サ一寸一分

一 同（又云）俵置次第　白三右　赤三中　黒三左

但俵常ハ一枚宛三ツ置くなり　真丈云ハ（和名抄に）かいそれいさん是を射くこの射場なり

厚朴の二字を用ひ（カシハノキトよむ）長く大なりそれをもらの（今云ふ）の葉と云本草にかのやうなるもの（その本乃）

一 又云食物三人或ハ一のに二のに三乃に云ふ事なり　次第

らひは一人ハ（也）別紙に異なり

一 又云門出物乃事上より云ふ時ハ先（祝詞）鋏ハ私ハ宮ゝ方法ハ

方乃馬腹巻弓征矢ゝ

一 又云俵をとめる次第白をとり赤を上ニ重ねて食て後ひ

めを我前に向て重ゝ白ゝ赤ゝ云事なり

七日大概記畢

加茂ノ二年二月十

○一 射取物（イトリ）　射手方開書云いしとの物くらい中あり康うさぎ狐ゝ

ゝを射くゝゝ是を上ふて射るを抜て康うさぎゝの事い

ふ乃ぐす鶉まて八肩をぬぎて射ゝ射ゝ是より下の小鳥すべひえゝ

ゝぐゝのたらひかゝをぬぎて射ゝ加ゝをぬくゝ底ゝを

八右の手摸のゝ入方の組をぬぎたるをあの神のゝ押やり

て是也神をぬぎ的射ゝ何のゝよ神のさきとりのこゝとのゝ

袴の事ゝ是也かゝぬゝゝ何のひぐらひ

ゝたゝ物ゝあゝゝさゝ物ゝゝゝひわのゝさゝゝさゝず

ゝゝかゝたゝの時も同ゝ但左ゆゝみをゝゝるゝゝあゝゝば

ゝ但ゝゝゝ八肩をぬゝすゝゝ伝ゝ

（真丈云射取の物云八四目神頭引目の射ゝ八射ずゝ）

射取物

一 射取物康狐ゝ云同ゝゝ毛程ゝこれゝゝ

（真丈云射乃何ゝ庫ゝ物ゝ物ゝ也ゝ云ゝ射取の射ゝ庫ゝ物ゝ）

一 射行捨長記云射ゝの物ゝいゝゝ毛ゝゝいゝゝの物の肉ゝ入る

一 射的開書云射ゝの物の事是二豆何ゝゝゝ（射てとゝゝゝ）

いとゝ射ものなり　流別も共有　心源　後法

一又云狼野犬いとゝ射ものなれども　真文云はゝ射手の為にしてなるべし
　障碍をするものあるべし
　紙ふかく所をゝゝ　真文云野犬ハ狼ハ犬ハ狼ハ犬ハ狼ハ

矢をたばりてたちひくひきてひきまはしくそれはこちらにはなしてみをいる又尾の方ひいるすとあるは尚流ふかくのぬくあれあるまはちゝ之倫はかとしとしをいさ紀あるいはり又人のまへにはなしていつるはりそれ和はをいさ紀あるいはり又人のまへにはなしていつるはりそれ

一 又云ふせるひをいはるとはいはるとはいはるとは

一 又云ぬせるあゝ伐るとうかゝてうちゝゝ射左ゆみをとゝ（一地ヵ）
るゝとうかゝてあを射ぐ左のゆゝをとゝる（さ）組ゆよりてをそゝか
らそゝそゝり射（さ）

一 又云ふせるひゞるいゝ射るとゝそも例式ちゝの射乃ぬくひゝとゝきてう
を左へ張てゝ張ゝ九流てゝ入ゝ引ゝ物の方れ組を力れゝゝりまりて前へ
とかゝてかゝゝちの射れぬく納て毎へゝるれ組を左の身まゝて例式のぬく
素複ゝ小袖とのあゝひ〳〵入ゝ指力のゝゝりまりて前（とゝて先も歩立の
ぬく納て射（一歩立て射る射と組袖を納て射（いゝきて組袖を納
ゝゝき時ハひゝをゝゝまてゝ弓を左のゝゝとゝゝゝゝを弦ゝゝそいぬぎ
て出ゝゝ弓のひゝとを袖ゝもゝひゝゝゝゝて例式袖を納ゝゝゝ力れゝゝり
まりけて前へとゝ納てゝ後るれれひゝを例式のぬく納ていゝ射ゝゝ張
式ゝまゝ〳〵いゝゝ時ひゝりゝる

一 ゝる悪ゝ書別紀云ゝをハゝりまゝゝ射ていゝゝて射ゝげ尾を射ゝげ〳〵ゝ
ひゝゝてもうゝゝゝりてもいゝ（さ）

一 弓馬所実云ふせて射ゝる者ハ鶉（ウヅラ）ゝ雉ゝ細間伏（フセ）ゝ云ハけ二つをゝ

一 法量均異本云伏（フセ）ゝるかひゝる射ゝ者ゝるゝりまりて射射ハ先ゝゝけをゝて射（さ）

一 弓法私書云ふせゝゝを射射ゝゝりゝ間ゝゝて射ゝる者ハ異後也但ゝゝ間ゝゝあゝゝ時ハ者一つゝ射ゝ又ゝゝりまりあゝゝゝ人ゝ
乃海異ゝを射用者紀

一 又云ふせゝゝハゝゝ射者ゝ物後ゝゝゝ祖ゝゝハゝゝゝゝゝゝゝ紀
ゝゝりゝゝゝゝ張ハゝ弓ゝ（ヒ）前後ゝゝ射ゝ尾を射（一前ゝゝハ嘴を射ゝげ
ゝゝゝゝゝハ尾を射ゝげ〳〵云射ゝ者を射（ゝゝゝ射ゝ者を射（一又曰水ゝゝゝハゝ人の供ゝゝゝ但
ゝ人の供仕ゝゝ時ハ者を射ぬぎて射（一又曰水ゝゝゝハゝ人の供ゝゝゝ
ゝ者をぬぎてゝ射ゝゝゝゝゝゝゝ

（中略）

一 又云凡矢所の定まらぬ雉の名と云ハ
ものハ吾大方定まる様ハ無ハ
一 又云名と云ハ雉の名と云ハ何ハ何ともそれを名と云ハ只名と計ハ
雉の名の名

一 又云名ハ何ともうつくしくもあれ凡射て目をつくとも又めつけ
ハ云ふまじき又云ふとも名ハ
一 又云ふ也名射（さ時ハ春芽ハめん名を丁射秋ハなん名を丁射者な
ハ長ハめん名と云ハ二ツ並て立る時ハ
一 弓法秘伝聞書云 伝矢ハ雉名ハ鶴名ハ百ハ二ツ立る伝矢
中ありて伝矢ハ射る射ハ雁候を射る射ハ

○一 翔名ハ射所拾遺抄云 ケ名何ともそれ何く来ると云ハ射（く
す一ハ結つるして名をよく名ハ射て射る 老名もケ名ハ名
て射る射ハ名ハ名ハ名

一 又ゑるゑてうけゑをいるゑもそぐぬぐへし

一 弓法形書云かけゑをハちゑあてゑ歩立ゑゑも可射尾すげを射ゑ（異文云尾のすげさゝゑゑの脇）
向ゑ横ゑゑゑぐ射ゑすぐきゝゑるゑて射ゑ射ハ弓ゑものゑを敷て行ハゑゑゑ尾すげ
を射ゝゑてゑゑ弓ゑを敷て行射の後ゝ又弓ゑものゑを向ゑ海ゑ敷ゑゑハ
弓ゑ敷ゑのゑ後をつゑひて弓ゑをゑりむけて回ゑをゑゑゑけて尾すげを
射ゝゑるゑを敷ひ行ゑも向ひて敷ゑゑも今ゑ知ゑゑて射ゝゑゑのゑ
ゑゑゑも弓ゑ〳〵又横ゑゑゑゑもゑゑ〳〵ゑゑゑゑけて射ゝゑ〳〵ゑゑ矢
ゑゑて〳〵尾すげ〳〵ゑゑゑ射ゝゑ〳〵ゑゑ矢（異文云仏者の部ニアリ）
行ゑゑぐを射ぐへゑゑゑ

○一 ゑゑゑ ゑる忠国言云ゑゑゑ弦いゑ手水ゑゑゑゑゑゑ射ゝゑゑゑも
又ゑひゑゑゑゑゑゑ可射ゑゑゑ射ゑゑゑゑゑゑ

○一 本弓 射手拾遺抄云本弓をハ何方にもそくぬぎて射るとる上図ハ
一 器物記云本弓ハ弓をそくぬぐ〳〵也別ハ小弓ハ弓をぬぐ〳〵
ともあるあるよハ弓をぬぐ〳〵也一の弓作法 貞丈云本弓とハ本弓ことなりて
一 又云弓をそくぬぐ〳〵也弓をいるるとくさくるといふるハ本弓ある弓を本弓なり
弓をさゝげていれでいふくさ弓をそくぬぐ〳〵さゝげているるこれ
弁一の秘弓 位相記弓
一 弓器図書云本弓射手の弓弓の弦
弓をたゝして弓ゆみをかけて弓をくさゝげて射也本弓いる射ハ小弓
ゆみもあるひも神おさめて射ハ射そぐき也
一 弓器図書別記云射手弓弓本弓とびかゝす弓をかゝせ弓ハ旅なり
弓をくゝかくゝあれも弓を弦をかけハす射弓
一 又云小弓をいる射ハいつくゝ弓も射くゝ矢示さゝすと作
一 又云本弓をバそくぬくゝ弓をいる射もそくぬぐ〳〵本弓ハ小弓
弓れとも弓をぬぐ〳〵
一 弓をる所三云そくぬぐて射弓のうばくゝり上弦ちる和
そくぬぐて射弓ゝ弓ちひさき弓ハ弦ぬぐて射弓ゝうづ

本弓

らいそぐぬぎて射る〜

一 的出張記云射る者ハ弦をせきもいハ又甲八寸の内不射〜

一 弓法秘書云本弓を六つ目（さうりて射）弓能引る〜

不可射弓

○一 不可射弓 弓忠実書云射そこなきの者うづひす雁とび物〜ろつ〜

みりくいーくるるぞいふ（セキレイクイシ）ところ本弦ずこ〜むこ〜び望るのものハ不乃ア（コノトリ）ぞ〜も

をそ射そこなきあり

一 弓馬実書云射さる者の事かく〜すこ〜ろ〜うづ〜（ウスヤウ）むこ〜ひ本弦すこ（栗鼠ニ似タリ スミヨクロフモノ）

命〜の者ぞひハ射ざる事〜 貞文云矢筈ノ部ヲ見合ヘシ

一 的出張記云射る者の事せきもいハ又甲八寸乃内不射〜 貞文云〜づ〜と

ても射る〜 射さる者の中〜ろ〜と入るるハ〜ろ〜ハ矢筈よせ無るれぞ小ゆる〜づの

初ても地を射る者ハ〜ろ〜とハ射させぬ〜 矢筈の〜ぬ矢ひ矢筈こ〜ろ〜を不用ゑ細ハ未詳

胴結

○一

胴結（ドウユヒ）　ユレハカチダチナリ

貞丈云ゴウユヒいろいろをたくはへて縄にて二所ゆひて弓にて矢を射行くを弓を引具也今世ハ皆を稽古にこゝろを射ることゝなりたり

一弓を引る加減云とゝゆひと云ものハ或ハ太きあゝ行ゝ太しゝらへても

ゝゝずゝゝゝ太きさゆひ不可ゝと又行ゝてゆひて可也　貞丈云ゴウユヒ

ひいろ射習ふ具にてある也人の前にてゴウユヒを射て見せるゝハ弓を引ものとゝゆひの射れとゝゝゝハ弓にゝ細ゝゝ近世人の前にて弓射て見せるハ必ゝゝを射て見せるゝゝゝゝ

しゝゝ弓乃師匠家にてこまきゝゝゝ前とゝゝの射れをこゝゝゝ古代ゝゝゝゝ若ハ弓射て

人ゝ見せるゝも人のゝ射ゝを所望して見るゝも皆ゝゝゝゝゝを射ゝゝ今ハ世ゝ多人少し

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan